

市民参加実施予定シート

予 定
 平成27年2月1日時点

担当課(生涯学習課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	市の文化、芸術の振興に関する条例の制定		
名称	(仮称)文化芸術振興条例	市が考える市民等への影響	<メリット> ・市、市民、文化芸術団体の役割が明らかになる。 ・文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動の促進を図ることができる。
概要	流山市の文化・芸術の振興にかかる基本方針や市の責務、市民等の役割を明らかにし、文化芸術の一層の振興を図る条例を制定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について(予定)

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	
複数実施	審議会等	H25 5/22, 7/30, 10/29, H26 2/4, 5/14, 7/7	13名中'5名'が公募委員	生涯学習審議会	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由 (1)目的 審議会…文化芸術に関する専門的な知見を有する審議会であり、本条例を検討することが相応しいため。 パブリックコメント…広く条例案を周知し意見を募集するため。 市民アンケート…文化芸術団体や生涯学習施設利用者をはじめ広く市民の皆様の文化芸術にかかる意識、活動の課題、市への要望等を把握するため。 (2)理由 公募市民をはじめ生涯学習にかかる専門的知見を有する生涯学習審議会において、条例策定の意義、必要性、盛り込むべき事項等につき、平成25年度当初から審議頂いている。 また、条例素案の策定に当たり、文化芸術団体や生涯学習施設利用者、多くの市民の意識や課題を把握する必要があることから、平成25年度下半期に市民アンケートを実施することとしたものである。 さらに、条例素案策定後に、市民全般から幅広く意見を募集するとともに事業の周知を図るため、パブリックコメントの実施を予定している。
	パブリックコメント手続	H26 9/1 ~ 9/30	全市民		
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
その他(文化芸術振興にかかる市民アンケート)	H25 12/11 ~ H26 1/9	文化芸術活動団体や生涯学習施設利用者をはじめとして全市民	各施設窓口での実施はもとより、文化芸術団体へ直接依頼及び市ホームページからも回答できるよう対応した。		

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成24年度		平成25年度												平成26年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
		← 審議会(4回程度) →													
											← 市民アンケート →				
															← パブリックコメント →

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由